

京都市告示第 316 号

平成 23 年 8 月 19 日付けで認可した栗栖町町内会について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 9 月 1 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 栗栖町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市北区紫竹栗栖町 29 番地の 21	京都市北区紫竹栗栖町 1 番地の 8

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
小林 久仁嘉	今井 彰

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市北区紫竹栗栖町 29 番地の 21	京都市北区紫竹栗栖町 1 番地の 8

(文化市民局地域自治推進室)